

財務省第11入札等監視委員会

平成28年度 第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成29年3月27日(月) 高松国税局第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 岡林 正文 (公認会計士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授)	
審議対象期間	平成28年10月1日(土)～平成28年12月31日(土)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名：高松国税総合庁舎地階車庫照明器具・火災報知器取替工事一式 契約相手方：日本電設株式会社四国支店 (法人番号 6010501016240) 契約金額：3,942,000円 契約締結日：平成28年11月15日 担当部局：高松国税局 契約件名：平成28年度国有地落石対策設計業務(高知市介良) 契約相手方：株式会社第一コンサルタンツ (法人番号 6490001000911) 契約金額：2,970,000円 契約締結日：平成28年12月19日 担当部局：四国財務局高知財務事務所
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名：「確定申告電話相談センター」設置のための会場借上げ及び電話相談等委託業務 契約相手方：テルウェル西日本株式会社四国支店 (法人番号 9120001098385) 契約金額：19,310,400円 契約締結日：平成28年10月27日 担当部局：高松国税局 契約件名：金融トラブルから身を守るためのシンポジウム運営等業務委託契約一式 契約相手方：株式会社オックス(法人番号 9470001000877) 契約金額：1,152,329円 契約締結日：平成28年12月5日 担当部局：四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	2件	※競争入札(公共工事)の「平成28年度国有地落石対策設計業務(高知市介良)」及び競争入札(物品役務等)の「『確定申告電話相談センター』設置のための会場借上げ及び電話相談等委託業務」に同じ
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】</p> <p>「高松国税総合庁舎地階車庫照明器具・火災報知器取替工事一式」</p> <p>契約相手方：日本電設株式会社四国支店 (法人番号 6010501016240)</p> <p>契約金額：3,942,000円</p> <p>契約締結日：平成28年11月15日</p> <p>担当部局：高松国税局</p> <p>予定価格と契約金額の割合を示す落札率が他の公共工事と比べると低く感じられるが、何が原因か。</p> <p>【案件2】</p> <p>「平成28年度国有地落石対策設計業務（高知市介良）」</p> <p>契約相手方：株式会社第一コンサルタンツ (法人番号 6490001000911)</p> <p>契約金額：2,970,000円</p> <p>契約締結日：平成28年12月19日</p> <p>担当部局：四国財務局高知財務事務所</p> <p>一者応札となった理由は何か。</p> <p>入札参加要件が厳しかったのではないか。</p> <p>落石対策工事の設計業務と工事を分けて発注するのはなぜか。同時に発注した方が工法による優劣を競わせたり、工事施工費も安価に抑えられたりするのではないか。</p>	<p>予定価格を積算する上で、入札が健全な取引として通常示される価格とするために、精通者意見として業者から聴取した価格や公表されている「公共建築工事共通費積算基準」等を参考に算出している。</p> <p>落札率が低くなったことについて、契約業者から契約金額の積算等を聞いていないことから、推測になるが、一般競争の原理が働き、企業努力につながった結果ではないかと考えている。</p> <p>入札説明書等の資料を取りに来た業者は2者あったものの、業務多忙により、うち1者は入札参加を断念したと聞いている。</p> <p>入札参加要件に業務経歴等の要件を設けているが、住宅地に近接した箇所での落石対策工事の設計業務となることから、このような要件を設けることは妥当であると考えます。</p> <p>また、入札参加要件に合致する者は複数あり、過度に厳しいものではない。</p> <p>今回の設計業務は、過去に実施した予備設計や現地踏査の結果等から最も適切な施工方法を選択し、工事発注に必要な図面等の作成、資材の数量や概算工事費の算定までを発注するものである。</p> <p>よって、設計業務の発注段階では、工事の内容が決まっておらず、工事予算の確保もできないことから、</p>

予備設計を請負った業者と今回の落札先は同じか。こちらでも同時に発注できたのではないか。

【案件3】

「『確定申告電話相談センター』設置のための会場借上げ及び電話相談等委託業務」

契約相手方：テルウェル西日本株式会社四国支店
(法人番号 9120001098385)

契約金額：19,310,400円

契約締結日：平成28年10月27日

担当部局：高松国税局

一者応札となった理由は何か。

結果的に同じ業者の落札が続いているので、軽減できるコスト等があれば、予定価格に反映できないのか。

外部の方（オペレータ等）が業務を行って、苦情等はなかったのか。

同時発注はできない。

予備設計を請負った業者と今回の落札先は別である。予備設計では落成対策工事の設計業務等の基礎となる地質調査等を行うため競争参加資格の「業種区分」を「地質調査」とした。今回は、同工事の設計業務等を行うため「建設コンサルタント」としている。設計の手順や参加業種の違いから、同時発注はできない。

「確定申告電話相談センター」設置のための会場借上げ及び電話相談等委託業務は、10年ほど前から行っており、過去は複数応札だったこともある。

何年か前には、別の業者が落札したこともあるが、今は1者応札となっている。

1者応札の理由としては、会場を手配するのが難しいからではないかと考える。

同じ業者が落札するとは限らないということと、予定価格については、適切な価格を積み上げ計算しており、予定価格に反映するのは難しいのではないかと考える。

なお、落札価格は予定価格より低くなっており、企業努力はしてもらっているように感じる。

また、年々オペレータ人員を削減する等、契約内容も縮小し、契約金額も減少してきているので、業者としても厳しいのではないかと考えている。

オペレータは仕様書に規定された範囲内で答えることとなっており、応答マニュアルは業者から配付されている。

苦情があった場合にはオペレータは対応せず、税務相談室等が対応することとなっている。

また、納税者からの苦情等があった場合は、記録が残るので、契約業者に申し入れることとなるが、オペレータに対する苦情が多いなどは聞いていない。

【案件4】

「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム運営等業務委託契約一式」

契約相手方：株式会社オックス

(法人番号 9470001000877)

契約金額：1,152,329円

契約締結日：平成28年12月5日

担当部局：四国財務局

業務内容からすると、予定価格が高額ではないか。

出演者の選定は委託業務に含まれているのか。

市場価格調査のため、複数社より見積を徴求し、見積金額が大きくかけ離れた1社を除く残りの複数社
の見積金額を基に予定価格を決定した。予定価格は適
正に算出できたものとする。

金融庁及び当局で選定しており、委託業務には含ま
れていない。